

令和5年第5回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和5年5月25日(木)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和5年5月25日 午後2時46分							
閉 会	令和5年5月25日 午後3時32分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人		酒巻 貞夫 ・ 渡邊 秋夫						
議事参与		板倉 秀行 ・ 藤村 剛 ・ 高萩 祐哉						
書 記								

会議事件名

議案第20号 農地法第3条の規定に関する件

議案第21号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第22号 農地法第4条の規定による転用許可申請

議案第23号 令和5年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について

顛末

令和5年5月25日
開会 午後2時46分

【会長代理】 これより、令和5年第5回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 別紙で配付しました「第5回鴻巣市農業委員会提出議案の訂正について」をご覧ください。1つ目が7ページの番号58の受人住所の訂正です。2つ目が7ページの番号60の受人住所の訂正です。3つ目が8ページの番号62の受人氏名に持分の追加をしてください。以上です。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号4番 酒巻 貞夫 委員・番号10番 渡邊 秋夫 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第20号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第20号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 14筆

番号10
受人は畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は200日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は483.17アールで、自宅から申請地までは約0.4キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしており

	ます。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号10について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【永澤 幸一 推進委員】	番号10について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号11について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号11 受人は畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は660日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は184.99アールで、自宅から申請地までは約0.7キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号11について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻及び麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【安野 悦男 推進委員】	番号11について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第20号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第20号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第21号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第21号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について 太陽光発電施設等の維持管理 1件 1筆

	<p>番号 1</p> <p>申請地については、事業計画者が令和 2 年 7 月 1 4 日付けで、太陽光発電として農地法第 4 条の転用許可を受けていましたが、事業計画とは異なる配置となっていることから、太陽光発電施設等の維持管理（メンテナンス草刈作業）のため、駐車場、作業スペースが必要となったため計画変更申請するものです。</p> <p>【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、何かご質問ございませんか。</p> <p>【一同】 （質問なし）</p> <p>【議長】 質問がございませんので、採決を行います。議案第 2 1 号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【一同】 （全員挙手）</p> <p>【議長】 挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第 2 1 号について原案のとおり承認ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第 2 2 号農地法第 4 条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>【事務局】 議案について説明します。</p> <p>議案第 2 2 号 農地法第 4 条の規定による転用許可申請</p> <table data-bbox="331 1464 788 1554"> <tr> <td>農家住宅（追認）</td> <td>1 件</td> <td>1 筆</td> </tr> <tr> <td>自己用住宅</td> <td>1 件</td> <td>1 筆</td> </tr> </table> <p>番号 2</p> <p>申請人は畑作を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、申請地は市街化調整区域決定前の昭和 4 5 年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅の追認として申請するものです。</p>	農家住宅（追認）	1 件	1 筆	自己用住宅	1 件	1 筆
農家住宅（追認）	1 件	1 筆					
自己用住宅	1 件	1 筆					

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【渡邊 秋夫 農業委員】	番号2について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅の追認ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【武井 正夫 推進委員】	番号2について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号3 申請人は、現在市内に家族4人で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、自宅が収用されることになり、自ら所有する申請地に自己用住宅を建築するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【渡邊 秋夫 農業委員】</p>	<p>番号3について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>ただし、この案件については、過去に許可を受けた転用事業者がやむを得ない事情がないにも関わらず計画どおりに転用事業を行っていないため、転用行為を行うのに必要な信用があるとは認められないものと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【武井 正夫 推進委員】</p>	<p>番号3について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接農地との境界には土留めブロックが設置してあります。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（質問なし）</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。先程、番号3の所で農業委員から転用行為を行うのに必要な信用があるとは認められないという意見をいただきました。そこで、採決を2つに分けて行いたいと思います。まず初めに、番号2の議案第22号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>（全員挙手）</p>

<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号2の議案第22号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続いて番号3の議案第22号について、転用行為を行うのに必要な信用があるとは認められないという意見を踏まえて、農業委員会としては過去に許可を受けた転用事業について、事業計画変更が適正に行われ、是正したことを条件として許可相当とすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号3の議案第22号について条件付許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第23号 令和5年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。本議案には〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、そして〇〇〇〇が借受人となっている申出が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、該当の委員は、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。したがって、この後の議事進行は会長代理の松本信次農業委員に一任します。</p> <p>(指名された委員の退出)</p> <p>(議長の交代)</p>
<p>【臨時議長】</p>	<p>ただいま、臨時議長に指名いただきました、松本でございます。臨時議長という大役を果たすため、皆様のご協力をいただきながら議事を進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第23号 令和5年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案第23号 令和5年第1回鴻巣市農用地利用集積計画について議案書3ページに新設定、再設定ごとに合計を記載させていただきました。</p>

	<p>利用権の新設定は、田 65,909 m² 畑 107,780.92 m² 252 筆 再設定は、田 96,686 m² 畑 75,073.52 m² 249 筆 合計しまして、345,449.44 m² 501 筆です。</p> <p>以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。具体的には次の3つの要件です。</p> <p>① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること ② 利用権の設定等を受けた後において、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、 ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、 ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること</p> <p>各筆明細並びに個別の申出書の内容につきましては、地区審査会時にご確認いただいたとおりになります。以上、議案説明を終了します。</p>
【臨時議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。
【酒巻 貞夫 農業委員】	使用貸借権の設定期間と賃借権の設定期間について、何年以内など決まりはありますか。
【事務局】	設定期間については、農地の所有者同士が話し合っていて決めております。1年以上であり、期間の上限は決まっています。
【臨時議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【臨時議長】	それでは採決を行います。議案第23号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【臨時議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第23号は原案のとおり承認いたします。

	<p>(退出した委員の入室)</p> <p>皆様のご協力により、無事、議事が進行いたしました。これにて臨時議長の席を退席させていただきます。</p>
【議長】	<p>松本会長代理、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和5年4月11日～令和5年5月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 6件 12筆 2,870.20㎡ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 所有権の移転 24件 34筆 5,100.17㎡ 合計届出件数 30件 46筆 7,970.37㎡ これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p>
【一同】	(特になし)
【議長】	<p>続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p>
【秋池 功 推進委員】	<p>・親睦会の会計報告について</p>
【議長】	<p>他に農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p>
【松本代理】	<p>・緑の募金（親睦会から手数料込み1万円）の支出について</p> <p>・親睦会の暑気払いについて</p>
【議長】	<p>他に農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p>
【一同】	(特になし)

【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について ・活動記録簿の月報用紙配布について ・鴻巣市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインについて ・令和5年度農地利用最適化活動活性化研修会の予定について
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和5年第5回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和5年6月23日（金）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時32分</p>